

稚内労働基準監督署からのお知らせ（令和8年5月）

1 労働災害発生状況

令和8年1月に確認した労働災害件数は10件でした（うち、休業1か月以上は5件）。

令和8年の労働災害件数は4月末時点で27件（前年比+5件）で先月から継続して増加傾向にあります。

当署管内で5指を欠損する労働災害が発生しました。災害発生状況は、被災者がロールクラッシャーのような機械を使用し、長さ約50cmの廃棄するケーブル（光銅線）の被膜の粉碎業務を行っていたところ、被災者の右手がロール部分に巻き込まれ、右手の母指の指先から第一関節まで及び他4指の指先から第2関節までが挫滅、欠損した、というものです。

事業者の皆様は、年度が替わり、新規に作業を行わせる機会が出てくると思いますが、作業機械に安全措置を取り付けること及び労働者に対して新規作業を行わせる前に作業手順及び安全措置の使用方法的周知・教育の徹底をお願いします。

2 労働災害事例（括弧内は年齢性別、休業見込期間）※抜粋

【製造業】

・工場敷地内で、階段を上っていた時。右手が手すりから滑り、後方へ倒れそうになり踏ん張りがきかず転倒。左肩を打撲したものの。（60代男性、休業3週間）

【建設業】

・トラックの修理作業中、トラック上部を修理するため脚立の天板（高さ約150cm）に立って作業していたところ、バランスを崩して転落。背中から落下して背骨を骨折したものの。（70代男性、休業1か月）

・ロールクラッシャーのような機械を使用し、長さ約50cmの廃棄するケーブル（光銅線）の被膜の粉碎業務を行っていたところ、被災者の右手がロール部分に巻き込まれ、右手の母指の指先から第一関節まで及び他4指の指先から第2関節までが挫滅、欠損したものの。（10代男性、休業3か月）

【漁業】

・ほたて桁網漁操業中、ほたての選別作業が終わり、ダンブルの中から高さ約150cmの甲板に両手からよじ登ろうとしたところ、左肩関節を脱臼したものの。（20代男性、休業3か月）

○【建設業】「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開中です。（令和8年4月1日～令和8年6月30日）

北海道における建設業の労働災害は4月から増加し始め、7月以降は上半期の水準には戻らない傾向があります。労働災害防止対策の徹底を図るためには、建設工事現場が動き出す着工期に、安全衛生管理体制の再確認及び安全衛生教育等を実施し、事業場全体に安全意識を定着させることが重要となります。このため、「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、本年も実施要綱のとおり「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

同運動の詳細につきましては下記二次元コードをご参照ください。

先月の労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付状況

製造業	2件
建設業	2件
道路貨物運送業	件
林業	件
その他の事業	6件（漁業2、接客娯楽業1、教育研究業1、ビルメンテナンス業1、その他1）
計	10件



「建設工事着工期労

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例です。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています！

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示しています。

加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。（0162-73-0777）

